

2022年7月10日

お客さま各位

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社エコログ

電気供給約款改定のお知らせ

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

さて、表題の件に関しまして、当社は2022年10月15日付にて、お客さまにご利用いただいております電力サービスについて定める電気供給約款の内容を変更させていただきます。当該約款の変更に伴い、お客さまのご契約内容が変更となりますので、その内容を下記のとおりご案内申し上げます。

当社は今後とも、より一層お客様満足度の向上に努めてまいりますので、当社サービスの引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【改定日】

2022年10月15日付

※改定後の電気供給約款の定めのうち、お客様の料金に関係するものは、2022年10月15日以後の検針日以降の期間において使用される電気について適用いたします。当該検針日の前日までの期間において使用される電気の料金については、改定前の旧電気供給約款の定めに従うものとします。

【改定内容の概要】

昨今の卸電力市場における電力取引価格の変動を電気料金に適切に反映し、電力を安定的に供給することを目的として、調達調整費の内容の一部を変更いたします。その他、以下【変更の内容】に記載する諸事項を変更いたします。

内容についてご不明点などがございましたら、以下のお問い合わせ先（カスタマセンター）までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

カスタマセンター

■メールフォームでのお問い合わせ

<https://otokudenki.eco-log.co.jp/contact/>

■お電話でのお問い合わせ

0570-666-965 10:00～18:00（日祝除く）

【変更の内容】

① 調達調整費の算出方法等の変更

2022年10月15日以後の検針日以降の期間において使用される電気に適用する調達調整費に関しまして、その内容を以下のとおりといたします。

※変更箇所は下線付で表記いたします。

各契約種別における料金につき、以下(1)に定義する調達単価に応じて、以下に定めるとおり調達調整費の還元または追加請求を行うものといたします。なお、当社は、当社の裁量により、下記の調達調整費(還元)および調達調整費(請求)について、(4)にて定める対応を行うことができるものとします。ただし、以下(6)に定める適用除外期間において使用される電気の料金には、調達調整費の適用を行わないものとします。

(1) 調達単価の定義ならびに還元基準値および追加請求基準値の設定

調達単価	還元基準値	追加請求基準値
<u>一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、(3)に定める各3ヶ月の期間に係るエリアプライス(お客さまの供給地点が属する供給区域のもの)の平均値(以下「JEPX エリアプライス3ヶ月平均値」といいます。)</u>	当月の調達単価が <u>6.05 円(税込)</u> を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める調達調整費(還元)を差し引くものといたします。	当月の調達単価が <u>16.50 円(税込)</u> を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める調達調整費(追加請求)を加えるものといたします。

※ 還元基準値および追加請求基準値の改定：

当社は、毎年4月1日時点において、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

(2) 調達調整費の算定

調達調整費は以下の算式により算定された金額といたします。なお、調達調整費の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

調達調整費(還元)	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$
調達調整費(追加請求)	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$

※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金(以下「対象電気料金」といいます。)に適用される調達調整費は、N月1日からN月末日までの期間において算定した調達単価に基づき算定されるものとします。

(3) 調達調整費の請求又は還元時期

対象電気料金に適用される調達調整費の還元または請求は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調達調整費の還元額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

(4) 調達調整費の個別対応

当社は、当社の裁量により、調達調整費（還元）および調達調整費（請求）について、事前にお客さまに通知することで以下対応を行うことができるものとします。

イ 調達調整費（還元）

(1) 調達調整費の還元を分割にて行うこと。

なお、分割の回数および1月の料金に対して行う還元額（以下「分割後還元額」といいます。）に係るお客さまへの通知は、当社が適当と判断した方法により行います。なお、分割後還元額が、1月の料金の金額を超過する場合、当該超過分を次回の料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

ロ 調達調整費（請求）

(1) 調達調整費の請求を分割にて行うこと。

なお、分割の回数および1月の料金に対して行う請求額に係るお客さまへの通知は、当社が適当と判断した方法により行います。

(2) (2)に基づき算定した調達調整費の一部または全部を請求しないこと。

なお、調達調整費の金額に係るお客さまへの通知は、当社が適当と判断した方法により行います。

(5) 供給契約が終了した場合における調達調整費の取扱い

供給契約が終了する場合、当社は、供給契約が終了した日時点において還元または請求していない調達調整費の合計金額（以下「未履行調達調整費額」といいます。）を、(3)及び(4)の定めにかかわらず、最終の基本料金および電力量料金の請求時に一括して還元または請求いたします。なお、未履行調達調整費額を還元する場合で、かつ未履行調達調整費額が最終の基本料金および電力量料金の請求時の金額を超過した場合の当該超過額の清算は、電気供給約款 25（保証金）(7)(8)の定めを準用し行います。

(6) 調達調整費の適用除外期間

供給開始日から3度目の検針日（なお、供給開始日と同日の検針日は1度目に数えません。）の前日までにおいて使用される電気の料金には、調達調整費の適用を行わないものとします。

※詳細は、改定後の電気供給約款(2022年10月15日改定版)の別表9（調達調整費）の内容をご確認ください。

② 延滞利息の額の変更

お客さまが料金または工事費等の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。当該延滞利息の額について、【その算定の対象となる料金または工事費等の金額に年14.6パーセントの割合を乗じて算定してえた金額】に変更いたします。

※詳細は、改定後の電気供給約款(2022年10月15日改定版)の24(延滞利息)の内容をご確認ください。

③ 料金改定の方法の変更

当社は、料金改定(単価・算出方法の変更等その他のお客さまの料金に関わる変更をいい、以下同じとします。)をする場合があり、従前の重要事項説明書におきましては、料金改定を行う場合は「料金改定実施日の90日前までに書面またはホームページにて通知する」旨を定めております。

この料金改定の通知の時期に関しまして、従前の重要事項説明書の記載にかかわらず、社会情勢や燃料価格・電力取引価格の変動状況等を適時柔軟に当社サービスのご提供内容・条件等に反映するため、料金改定の理由および内容等に応じて当社が適当と判断する時期までに通知するものと変更いたします。

④ その他の変更

前述の③までの事項の他、以下の事項に関する電気供給約款の改定を行います。詳細は、改定後の電気供給約款(2022年10月15日改定版)の内容をご確認ください。

(1)当社が電気供給約款25(保証金)に基づきお客さまに保証金を預託いただく場合における、保証金の内容変更、お客さまの当社に対する通知義務および保証金の返還に関する規定の追加

※改定後の電気供給約款25(保証金)をご参照ください。

(2)再生可能エネルギー発電促進賦課金について定める電気供給約款別表1における、再生可能エネルギー特別措置法の該当条項の記載の修正

(3)その他、2022年10月15日までに当社が必要と判断し、当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知する事項

※改定後の電気供給約款に関しましては、[こちら](#)からご確認ください。

以上